

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第8回期日(20220421)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ) 外4名

被告 国

証拠説明書20(甲A号証)

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

2022(令和4)年4月14日

原告ら訴訟代理人 弁護士 石井 謙一

同 弁護士 森 あい

ほか22名

号証 (甲A)	標目	原本写 しの別	作成年月日	作成者	立証趣旨
464	意見書	写し	2020年8月1日	谷口洋幸	国際人権法学者である谷口洋幸金沢大学国際基幹教育院准教授作成の意見書。 国際人権法の下では、1990年代以降、性的指向に基づく差別解消及び性的指向に関連する人権保障は、国家に課せられた義務であるとの解釈が確立していること、国際人権法上の人権課題とされてきた性的指向に基づく差別の問題は、同性同士のパートナー関係の権利保障をも含むものであり、判例上も同性同士のパートナー関係は家族概念に当てはまるものとされ、同性同士のパートナーが各種の法的保障を受けられないことは性的指向に基づく許されない差別に当たるとされてきたこと等。
465	意見書	写し	2021年9月21日	青山学院大学法学部教授 谷口洋幸	国際人権法における家族生活の尊重をうける権利から導き出される国家の積極的義務には、同性カップルが利用可能な法制度の構築が含まれるものと解されていること、国際人権法は、これまで法制度の選択について国家裁量を広く捉える傾向にあったものの、近年では、法制度は最終的に婚姻の性別制限の撤廃に向かうべきとの解釈も有力に主張されていること等。

466-1	Gregory M. Herek 「MythsAbout SexualOrientation:A Lawyer'sGuide to Social ScienceResearch」 Law andSexuality, 1, 1 3 3-1 7 2. (原文)	写し	1991年	GregoryM. Herek	性的指向についての誤った固定観念について, 精神医学・心理学等の実証的研究の成果に照らしてその誤りを説明した資料 (1 9 9 1年)
466-2	Gregory M. Herek 「MythsAbout SexualOrientation:A Lawyer'sGuide to Social ScienceResearch」 Law andSexuality, 1, 1 3 3-1 7 2. (「性的指向に関する神話: 法律家のための社会学的研究の紹介」) (訳文)	写し	2019年1月25日	動くゲイとレズビアン の会, 中川重徳	同上
467	谷口洋幸「『同性愛』と国際人権」三成美保編著「同性愛をめぐる歴史と法」(明石書店)	写し	2015年	谷口洋幸	国際人権法分野では, 1 9 8 1年に北アイルランドのソドミー法がヨーロッパ人権条約上の人権を侵害すると判断されたことをかわきりに, 成人同性間の性行為処罰が同条約8条の「私生活の尊重を受ける権利」を侵害するとの判例が確立したこと, 国際人権判例の蓄積がなされたこと等
468-1	「性的指向および性自認に関する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則」(原文)	写し	2006年11月	国際人権法ならびに性的指向および性別自認に関する専門家国際委員会	世界人権宣言に始まる既存の国際人権文書が, 性的指向及び性自認によって差別されることなく適用可能であり, 性的指向や性自認によって制限されてはならないことを明確にする文書が, 国連人権機関の専門家や元国連高等弁務官などの国際人権専門家により採択されたこと等
468-2	「性的指向および性自認に関する国際人権法の適用に関するジョグジャカルタ原則」(日本語訳) (「法とセクシュアリティ」第2号 1 2 1-1 3 2頁)	写し	2007年	谷口洋幸	同上
469	谷口洋幸「性自認と人権—性同一性障害者特例法の批判的考察」法学セミナー7 5 3号5 1-5 5頁	写し	2017年10月20日	谷口洋幸	国家は個人の性自認をさまざまな場面で実効的に尊重する義務を負うことが共通認識になっていること等
470-1	経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際人権規約(社会権規約)一般 的意見第1 4 (訳文)	写し	2002年3月15日	申恵丰	社会権規約の第2条2項は経済的, 社会的及び文化的無差別を定めるものであるところ, 「他の地位」に性的指向が含まれることが明示されていること等

470-2	経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際人権規約(社会権規約)一般の意見第15(訳文)	写し	2002年3月15日	申恵丰	同上
470-3	経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際人権規約(社会権規約)一般の意見第18(訳文)	写し	2002年3月15日	川本紀美子	同上
470-4	経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際人権規約(社会権規約)一般の意見第20(訳文)	写し	2002年3月15日	川本紀美子	同上
470-5	経済的, 社会的及び文化的権利に関する国際人権規約(社会権規約)一般の意見第22(訳文, 抄本)	写し	2019年2月4日	中川重徳	同上
471	馬場里美「遺族年金の同性パートナーへの支給—ヤング対オーストラリア事件」(『性的マイノリティ判例解説』150-153頁, 信山社)	写し	2011年11月30日 発行	馬場里美	同性カップルへの遺族年金の不支給が争われた事件において, 自由権規約委員会が, 法の下での平等を定めた自由権規約第26条の「性」という文言に性的指向が含まれるとして, 不支給は同条の規定する法の下での平等に反すると結論づけたこと等
472-1	オリアリほか対イタリアヨーロッパ人権裁判所判決(要約版・原文)	写し	2015年7月21日	ヨーロッパ人権裁判所	ヨーロッパ人権裁判所が, オリアリほか対イタリア事件において, 同性カップルは法制度による保障をうける利益を有していること, 法制度の構築は同性カップルを受容する社会の意識を醸成することなどから, 国レベルの法制度が構築されていない当時のイタリア法の現状を, ヨーロッパ人権条約8条に違反すると認定したこと等。
472-2	オリアリほか対イタリアヨーロッパ人権裁判所判決(要約版・訳文)	写し	2022年2月20日	弁護士 加藤文晴	同上

473-1	米州人権裁判所の勧告的意見 OC-24/17 (全文・原文)	写し	2017. 11. 24	米州人権裁判所	米州人権裁判所が、コスタリカの諮問をうけて提出した勧告的意見において、同性カップルが、同条約11条2項の家族生活の尊重をうける権利を享有する関係性であることを認めた上で、同性カップルの法制度の構築にはある程度の裁量の余地が国家に認められるとしても、無差別・平等という国際人権法の基本原則から、登録パートナーシップ制度などの別の制度を設けることは原則として差別にあたり、あくまで過渡的に必要な限度において正当化されうるにすぎないとし、既存の法制度、すなわち婚姻を同性カップルに認めることこそ、国家に課せられた積極的義務の履行のために簡潔かつ効果的な選択であると判断したこと等。
473-2	米州人権裁判所の勧告的意見 OC-24/17 (抜粋・訳文)	写し	2022. 2. 21	弁護士 加藤丈晴	同上
474	「米州人権制度の研究－米州人権委員会と米州人権裁判所の挑戦とその影響」(抜粋)	写し	2021. 9. 21	齊藤功高	同上
475-1	自由権規約2条に関する一般的意見31「規約締約国の一般的法的義務の性質」(原文)	写し	2004. 5. 26	自由権規約委員会	自由権規約委員会の一般的意見が、規約上の義務について、すべての締約国を全体として拘束するものとし、特に司法府の役割について、規約の直接適用、規約と同等の権利を保障する憲法またはその他の国内法規定の適用、あるいは国内法適用の際の規約の解釈指針としての効果を例示していること等。
475-2	自由権規約2条に関する一般的意見31「規約締約国の一般的法的義務の性質」(訳文)	写し	不明	滝澤美佐子 富田麻理	同上

476	「国際法」 (抜粋)	写し	2020年3月27日	岩沢雄司	人権条約が定める履行確保制度として、個人通報制度、国家報告制度、一般的意見／一般勧告等が、国連機関に関するものとして、普遍的定期審査、特別手続等があること及びそれぞれの内容、ヨーロッパ人権条約、米州人権条約などによる地域的人権保障のあり方、日本における条約の国内的効力、国内適用可能性等。
477	論点探究 憲法 [第2版] (抜粋)	写し	2013. 6. 15	小山 剛 駒村圭吾編 (齊藤正彰 執筆部分)	憲法解釈においても、国際人権条約は解釈指針としての効果を有し、憲法解釈に複数の可能性がある場合に、可能な限り、国際人権条約に適合的なものを選択するという意味での、憲法の条約適合的解釈を、憲法98条2項は要請していること及び憲法よりも国際人権条約の保障の方が広がったり、詳細である場合には、国際人権条約の規定の内容を、解釈を通じて憲法の内容に取り込むことも考えられること。
478-1	UPR第3回日本政府審査・結果文書 (原文)	写し	2018年1月4日	国連人権理事会	国連人権理事会における第3回普遍的定期審査において、スイス及びカナダにより、日本に対し、国レベルで同性婚を承認することが明示的に勧告されていること。
478-2	UPR第3回日本政府審査・結果文書 (訳文)	写し	不明	外務省	同上